

## 令和4年度第3回三郷市上水道運営委員会会議録

開催日時 令和5年3月22日(水) 10時00分～11時30分

開催場所 三郷市水道部別棟会議室

出席委員 (8名)

|         |        |        |
|---------|--------|--------|
| 前田雅久委員  | 山室敏治委員 | 黒川怜委員  |
| 米たか子委員  | 吉川淳委員  | 恩田誠一委員 |
| 水野美喜子委員 | 小島正文委員 |        |

事務局出席者

|             |         |
|-------------|---------|
| 水道部長        | 藤丸 讓 司  |
| 水道部副部長      | 木 村 仁   |
| 水道部副部長兼施設課長 | 大 森 貴 則 |
| 業務課長        | 秋 田 陽 一 |
| 施設課長補佐      | 平 野 崇   |
| 業務課長補佐      | 白 石 幸 弘 |
| 施設課主幹兼工務係長  | 小 宮 剛   |
| 施設課給水係長     | 佐々木 康裕  |
| 施設課施設係長     | 皆 川 邦 雄 |
| 業務課料金係長     | 馬 場 弘 至 |
| 業務課総務係長     | 成 田 英 雄 |
| 業務課総務係主事    | 中 村 友 哉 |

委員会次第

1. 開会

2. 議題

- ・三郷市上水道事業の持続可能な運営について(諮問)

3. 閉会

## 1. 開会

- ・前田委員長      会議に先立ちまして、本日の議事録署名人を黒川委員と米委員の2名にお願いしたいと思います。

## 2. 議題

### ○三郷市上水道事業の持続可能な運営について（諮問）

- ・前田委員長      それでは、本日の会議に入ります。本日は先ほど諮問いただきました、「三郷市上水道事業の持続可能な運営について（諮問）」について、皆様に審議していただきます。それでは、事務局からの説明をお願いします。
- ・業務課長      《 資料に基づき説明 》
- ・総務係長      《 資料に基づき説明 》
- ・前田委員長      事務局の説明が終わりました。まずは全体的なことで、何か質問や意見等がございますか。
- ・山室委員      資料2—4「令和3年度大口利用者一覧（改定料金表（案）による試算結果比較※税込）」について、質問します。「浴場営業用」のものが市内には3か所あるとのことでしたが、改定による料金の増加率がかなり大きいため、経営的に厳しくなることも予想されますが、その点についてはどう考えているのでしょうか。
- ・業務課長      ただ今頂いたご質問について、回答いたします。「浴場営業用」の用途になっているものにつきましては、物価統制令に基づき埼玉県知事が価格を定めている、いわゆる昔ながらの銭湯と、それ以外の自由に価格の設定ができるスーパー銭湯やスポーツジムのお風呂がございます。スーパー銭湯やスポーツジムについては、自由に価格設定ができますので、各利用者の経営状況等を踏まえましてご対応をお願いしたいと考えております。ただ、急激に水道料金が上がることになりますので、条例の可決をいただいってから施行までの間に、ご説明に伺ってご理解をいただきたいと考えております。
- ・前田委員長      他にございますか。

- ・小島副委員長      資料２－４について、「浴場営業用」のものは増加率が２００％となっており、実質的には料金がこれまでの３倍になるということです。経営的に影響が出ることが考えられますので、「浴場営業用」等の料金の増加が大きい利用者については、激変緩和措置の検討をお願いしたいと思います。
- ・業務課長          今後の委員会での審議等を踏まえて検討してまいりたいと思います。
- ・前田委員長      他にございますか。

                      では、個別の内容として、諮問内容の①平均改定率について、意見等はございますか。

                      平均改定率２０％については、水道事業の経営的にはもっと上げる必要があるが現在の社会情勢等を考慮して、ということだと思います。

                      重要なことですので、委員一人ずつ意見等を述べていただきたいと思います。
- ・山室委員          水道は利用者の生命に直結することですので、一般会計から援助する等して、値上げ幅を抑えることが必要ではないかと思いますが、値上げ自体はやむを得ないと思います。
- ・黒川委員          改定による料金の増加率が２００％になる「浴場営業用」については、激変緩和措置を設けた方がよいと思います。具体的には、新料金表に口径別とは別に、「浴場営業用」を特別に設けるのはどうでしょうか。

                      また、資料２－５「補填財源残高推移」について、令和１２年度に２０億円確保を目標とするところ、１０億円に満たない額になるということで、不足する金額はどのように補填するのかお聞かせください。
- ・恩田委員          新しい料金体系は口径別で検討しているとのことですが、今新築で住宅を建てた場合は、１３mmか２０mmか選ぶことはできるのでしょうか。
- ・吉川委員          資料３－１「埼玉県内水道料金一覧表（家庭用１３mm、１か月当たり１０㎡使用時）」や資料３－２「埼玉県内水道料金一覧表（家庭用１３mm、１か月当たり２０㎡使用時）」を見てもわかるように、料金改定をしたとしても埼玉県内平均より下回っているので、安心・安全な水を利用者に届けるためには仕方ないことだと思います。
- ・水野委員          料金改定自体は仕方ないことだと思いますが、「浴場営業用」の増加率２００％というのはやはり驚きでした。段階的に上げるというのでも、違ってくるのかなと思います。
- ・米委員          水道事業の今後を考えると、料金改定は必要だと思います。資料４「料金改定スケジュール（案）」では、市民への周知期間が令和５年１０月か

ら令和6年3月になっていますが、条例の関係等もあり難しいかと思いますが、もう少し長く周知期間をとった方が良いと思います。

・前田委員長

これまでに出了意見等について、事務局の回答をお願いします。

・業務課長

黒川委員から「浴場営業用」の用途を残した方が良いというご意見をいただきましたが、埼玉県内で「浴場営業用」の用途がある企業体は数団体ほどになっております。背景としましては、昔ながらの銭湯の数自体が少なくなっているため、「浴場営業用」の用途を廃止している企業体が多いようです。また、「浴場営業用」の用途が残っている企業体でも、「浴場営業用」の用途を適用しているのは、昔ながらの銭湯だけであり、スーパー銭湯等には適用していないところがほとんどのようです。三郷市では、先ほど申し上げたとおりスーパー銭湯等にも「浴場営業用」を適用しておりましたが、近隣他企業体との均衡や、新たに昔ながらの銭湯として「浴場営業用」を適用する可能性が少ないこと等を考慮しまして、新料金表の案には「浴場営業用」の用途は載せておりません。ただ、増加率が200%というのは急激すぎるというご意見もございましたので、激変緩和措置については利用者の方々にご説明に伺う中で検討していきたいと思ひます。

補填財源の確保につきましては、資料2-5にありますように、平均改定率20%で値上げをしたとしても、十分な財源を確保することが難しい状況です。企業債の借入れを増やすという方法もごさいますが、企業債の償還に係る費用が増加することになりますので、補填財源20億円を確保する策というのは現状、ごさいません。

・施設課長補佐

新築で家を建てた場合に水道メーターを13mmか20mmか選べるかというご質問についてですが、水道メーターを設置する場所の用途に沿った形になりますので、一般的な住宅の場合ですと20mmですが、納屋や駐車場等の場合は13mmになります。

・業務課長

市民の皆様への周知につきましては、条例の可決をいただいてから施行までの間に行いたいと考えております。この期間に、広報みさとや水道日より、ホームページの他、皆様のお手元に届く検針票にお知らせを記載する等、工夫をして周知をしていきたいと考えております。周知の方法につきましても、委員の皆様から今後ご意見をいただければと思ひます。

・小島副委員長

第3次三郷市水道事業基本計画（改定版）では、補填財源残高を20億円確保するためのシミュレーションの1つとして、「令和6年度に20%、令和10年度に20%の料金改定」が挙げられていました。今回の諮問内容にも、料金改定後に3年から5年以内に料金改定後の経営状況の検証と適正な水道料金の検討を行うものとする、とありますが、このシミュレーションでは令和12年度に補填財源残高が20億円確保できる見通しに

なっておりますので、これについては適切に対応していただきたいと思  
います。

- ・前田委員長           3年から5年以内に、という点についてはご意見ございますか。
- ・恩田委員            少しアバウトな気がしますので、できればもう少し明確にお願いします。
- ・前田委員長           3年から5年以内というのでは、少し範囲が広すぎるかと思いますので、  
財政状況等を考慮しながら、年数を決めた形で答申をしたいと思います。
- ・業務課長            3年後に改定した場合や4年後に改定した場合等、シミュレーションし  
た資料を今後の委員会でご提示し、ご審議いただきたいと思います。
- ・前田委員長           諮問内容の②料金体系について、意見等はございますか。こちら委員  
一人ずつ意見等を述べていただきたいと思います。
- ・山室委員            三郷市の水道料金が安いというのは市の魅力の1つだと思いますが、や  
むを得ないと思います。
- ・黒川委員            負担の公平性の観点から、諮問内容の②料金体系について賛成です。
- ・恩田委員            市民への周知期間についてですが、やはり6か月間では短いと感じま  
す。また、料金の話だけではなく、水道水を各利用者に届けるのにたくさ  
んの費用がかかっている、ということについてもぜひ周知していただきた  
いと思います。
- ・吉川委員            諮問内容の②料金体系について賛成です。
- ・水野委員            諮問内容の②料金体系について賛成です。水道水を普段飲んでいる人が  
少ないのかもしれませんが、私は三郷の水道水は美味しいと思いますので、  
市民へのPRにそういったことにも触れていただきたいと思います。
- ・米委員            今後も災害が発生することが予想される中で、安全・安心な水を届ける  
ためには必要なことだと思いますので、諮問内容の②料金体系について賛  
成です。
- ・小島副委員長        負担の公平性の観点から諮問内容の②料金体系について賛成です。
- ・前田委員長           これまでに出了意見等について、事務局の回答をお願いします。
- ・業務課長            恩田委員のご意見にありました水道水を作るのにたくさんの費用がか

かっていることの周知についてですが、そうしたことが明確になるように新料金表の案では基本料金と従量料金という形にしております。基本料金は電気代や施設の維持管理費等にかかる費用に相当する部分として設定しておりますが、そうした費用を全て基本料金に乘せてしまうと基本料金が非常に高くなり、水道水をあまり使わない利用者の方々への負担が大きくなりますので、ある程度は基本料金でそうした費用を回収し、安定した経営にすることができるものと考えております。

・前田委員長

諮問内容の③基本水量について、意見等はございますか。

ないようですので、諮問内容の④臨時用の水道料金について、意見等はございますか。臨時用という、あまり馴染みがないかと思いますので、事務局から説明をお願いします。

・業務課長

臨時用につきましては、一番多いのが工事等で水を使用する際に、臨時用の水道メーターをお渡しして使用していただく場合です。使用期間が短いことや、使用後は臨時用から一般用にメーターが切り替わること等から、口径別とは別に定めております。また、防火水槽に注水する場合も臨時用となります。

・前田委員長

意見等はございますか。

ないようですので、これまでに出了意見等については、事務局で検討をお願いします。

その他のことで何かございますか。

・黒川委員

料金改定にあたっては、市民からの理解を得ることが非常に重要だと考えています。令和5年度についても、水道事業の経営状況を明らかにし、厳しい状況にあるということを十分にお知らせしたうえで、料金改定の必要性を訴えてもらいたいと思います。

料金改定については、パブリックコメント手続きは必要なのでしょうか。

・業務課長

市民の皆様への周知方法につきましては、水道だよりやホームページで経営状況を掲載し、しっかりと広報していきたいと思います。

料金改定につきましては、パブリックコメント手続きの適用除外となっておりますが、市民の皆様からのご意見を聞く場として上水道運営委員会がございますので、委員会で意見等をいただきながら改定を進めていきたいと考えております。

・前田委員長

他にございますか。

・恩田委員

市民への周知期間が6か月間というのは短いのかなと思います。また、水道だよりやホームページ等で市民へ発信するだけではなく、市民からの

意見等を受ける窓口を設ける方法等ありましたら検討してもらいたいと思います。

・業務課長

水道だよりやホームページ等で広報する際に、ご意見等があれば水道部へご連絡ください、といった一文を載せ、市民の皆様からのご意見を広く募ることができればと考えております。

・前田委員長

他にございますか。

・水道部長

たくさんの貴重なご意見ありがとうございます。第3次三郷市水道事業基本計画の改定にあたり、料金改定については喫緊の課題であると皆様からの答申をいただき、検討を進めてきたところですが、その後、新型コロナウイルス感染症やウクライナ侵攻により経済状況が大きく変化していく中で、どのように市民の皆様にご負担をお願いするべきか悩みながら検討を重ねまして、料金改定案を作成してまいりました。また、今年度、この委員会の中で、「水道事業経営の仕組み」についてご説明させていただきました。その中で、独立採算制が原則であることもご説明させていただきました。今後、現行の事業計画の見直しの際には、財政基盤の強化についても、検討する必要があると考えております。

周知期間が6か月間では短いというご意見がございましたが、近隣の料金改定を行った企業体での例では、6か月間程度であることが多くなっております、こういった事例も参考にしながら検討していきたいと思っております。

・前田委員長

他にございますか。

ないようですので、これをもちまして議事等を終了させていただきます。委員の皆様にはご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

### 3. 閉会

署名委員

黒川 怜

署名委員

米 仁か子